

栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

(整理番号 0503)

第1回 栃木県最低賃金専門部会

令和5年7月31日 一部公開

開催日時	令和5年7月31日(月)	14時40分～17時25分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 栃木県最低賃金の金額改定について 2 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和5年度栃木地方最低賃金審議会第1回栃木県最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 — 公益代表委員の荻原委員が欠席。 委員9名中8名の出席があり、最低賃金審議会令第5条第2項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 — 本日の専門部会は、栃木県最低賃金専門部会運営規程に基づき一部公開とし、公告の結果8名の傍聴申込みがあり、8名が傍聴することを報告。</p> <p>委員の皆様には、7月27日付けで、栃木県最低賃金専門部会委員に御就任いただいております。辞令につきましては、本日、皆様の席の机の上に置かせていただいておりますので御確認いただければと思います。</p>
-----	--

<p>基準部長</p>	<p>なお、本専門部会の議事につきましては、最低賃金専門部会運営規程第6条により部会長が進行することとされておりますが、このあと部会長及び部会長代理が選出されるまでの間におきましては、事務局において議事の進行をさせていただきます。</p> <p>はじめに、労働基準部長より挨拶を申し上げます。</p> <p>栃木労働局労働基準部長の遠藤でございます。</p> <p>専門部会の委員の皆様には御多忙中のところ、本審に引き続き専門部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>先ほど開催されました第2回本審において、事務局から令和5年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安について伝達をさせていただきました。</p> <p>今年度におきましては、中央において地域ランクの大きな見直しがありました。栃木県は今年度もBランクに位置づけられており、本年度のBランクの目安引上げ額は40円となっております。このような目安引上げ額が中央より提示されたところでございますが、地域別最低賃金は地域における労働者の生計費、労働者の賃金、企業の賃金支払能力を考慮して定めることとされております。</p> <p>過去最高の引上げ額と言われた昨年度をも上回る目安引上げ額が提示される中、この3要素を考慮しながらの御審議は例年になく厳しく大変な御苦勞をおかけすることとなり、誠に恐縮ではございますが、委員の皆様におかれましては、それらを総合的に勘案しつつ御審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>本年度の栃木県最低賃金の審議にあたりましては、夏場の特に暑い時期に集中して審議をお願いすることとなりますが、委員の皆様には活発な御審議と併せて円滑な専門部会の運営にも御理解を賜りますようお願い申し上げます。開催にあたっての私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、専門部会の「部会長及び部会長代理の選出」でございますが、最低賃金法第25条第4項の規定により準用される同法第24条第2項及び第4項の規定に基づき、部会長及び部会長代理につきましては、公益代表委員の中から委員が選挙して選任することとされております。</p> <p>例年、公益代表委員から御推薦をいただき、委員の皆様にお諮りしておりますが、今年度におきましても、この方法で選任することによりよろしいかお諮りいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
<p>各代表委員</p>	<p>— 異議なし —</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、既に公益委員協議において御推薦をいただいておりますので、発表いたします。</p>

	<p>部会長に杉田委員、部会長代理に黒川委員を御推薦いただいております。</p> <p>お二人に当専門部会の部会長及び部会長代理に御就任いただくことを御提案いたします。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
事務局	<p>全会一致で御賛同をいただきましたので、お二人に御就任いただくことといたします。</p> <p>なお、本来であれば、ここで部会長及び部会長代理から一言御挨拶をいただくところですが、期せずして本審会長及び本審会長代理と同じとなりましたので、改めての御挨拶は割愛させていただきます。</p> <p>それでは、これからの議事の進行につきまして、部会長にお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
杉田部会長	<p>それでは、ここから私の方で議事を進めさせていただきます。</p> <p>この専門部会の議事運営に関しましては、関係法令のほか、第1回栃木地方最低賃金審議会で議決されました「栃木県最低賃金専門部会運営規程」に基づき運営することとなります。</p> <p>昨年までは、運営規程第7条但し書きを適用し、専門部会は「全面非公開」として運用してきたところですが、本年7月5日に開催されました第1回最低賃金審議会において、「専門部会についても、公労使三者が集まって議論する部分については公開とする。ただし、三者が集まる場面であっても採決部分は非公開とする」旨、運用を変更することとなりましたので、本日の第1回専門部会よりこの新たな運用を適用します。</p> <p>傍聴の方は「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するとともに、審議中は事務局の指示に従っていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の(1)「栃木県最低賃金の金額改定について」です。</p> <p>まず、今年度の目安額についてですが、先ほど開催されました第2回審議会におきまして、事務局より詳細な説明がありましたので、この場での改めての説明は割愛いたします。</p> <p>ただし、今後、ご不明な点やお気づきの点等がございましたら、個別に事務局に御照会等いただき、また、場合によりましては、事務局はそのQ&Aを他の委員にも共有していただきますようお願いいたします。</p> <p>続きまして、事務局より専門部会用の資料が提出されておりますので、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 資料説明 —</p>

杉田部会長	ただ今の資料説明に関して、何か御質問などございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
杉田部会長	労使それぞれの代表委員からは、資料の提出はございますか。
各代表委員	— 資料の提出なし —
杉田部会長	資料については労使ともないということです。 それでは、本格的な金額審議に入るに当たり、まずは労使双方から、今年度における最低賃金改定の必要性、金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方などについてお聴かせいただきたいと思います。 最初に労働者代表委員から、その後、使用者代表委員からお聴きしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
杉田部会長	それでは、労働者代表委員から基本的な考え方をお願いいたします。
菊嶋委員	労働者代表の菊嶋です。 私から労働者側の主張を述べさせていただきます。 全部で6項目となっています。 まず1点目は、最低賃金近傍で働く者の「暮らしをまもる」です。 資源高や円安の影響等により 2021 年度後半から上昇局面に入った物価は、現状ではピークを打ちつつあるが景気は停滞基調の状況にあります。 足元の実質賃金は前年比▲2.3%と、物価上昇に賃金が追いついていない状況が続いています。とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活は苦しく、生活水準の維持・向上の観点から、実質賃金の引上げを意識した議論の必要があると考えています。 2点目は日本社会のステージを転換し、「未来をつくる」です。 連合全体の 2023 春季闘争の第7回集計（2023.7.5）では、平均賃金方式回答 5,272 組合の賃上げ結果は、額 10,560 円・率 3.58%と、コロナ禍前の水準に達しつつあります。また、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は時給で 52.78 円、率は 5.01%という結果となっています。 連合栃木 2023 春季闘争第3回集計（2023.7.18）では、平均賃金方式回答 141 組合の「定昇込み賃上げ計」は加重平均で 10,237 円・3.35%となり、300 人未満の中小組合は 8,283 円・3.09%となっています。 また、県内に本社をおく地場の 72 組合では、定昇相当込み賃上げは、加重平均 8,680 円・3.23%でありました。

日本経済を好循環へと導くためには、今次春闘で大きなうねりとなった賃上げの流れを未組織労働者、最低賃金近傍で働く労働者の労働条件向上へと確実に波及させる必要があります。

最低賃金を引き上げることで、「労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」との最低賃金法第1条の目的を果たすよう取り組んでいきたいと思えます。

3点目は、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へということです。

地域別最低賃金は、最高額東京の1,072円で2,000時間働いても年収215万円程度で、栃木においては913円で2,000時間働いても180万円程度で、いわゆるワーキングプア水準にとどまり、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべきであると考えています。

4点目は、中小・零細事業者が賃上げしやすい環境の整備ということです。

最低賃金引上げには、「通常の事業の賃金支払能力」を高めることが重要です。

当該環境整備に向けて、政府の各種支援策の利活用状況等を踏まえた効果測定等を踏まえた上で、一層の制度拡充や利活用促進が必要となります。

また、最低賃金引上げ分を含めた労務費上昇分を適切に価格転嫁できるよう、パートナーシップ構築宣言の普及・促進等を一層進め、実効性を高めるべきと考えています。

5点目は、労働市場の改善傾向を踏まえた審議についてです。

雇用情勢については、完全失業率・有効求人倍率とともに2022年度審議時以来、堅調に推移している状況です。雇用人員判断DIも製造業・非製造業ともに不足超となっているなど、近時の労働市場の改善傾向も踏まえて上で、最低賃金の引上げを検討すべきであります。

最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しない。むしろ人材不足が顕著な中小企業・零細事業所において、人材確保・定着の観点から最低賃金を含む賃上げは急務であると考えます。

最後になりますが6点目は、具体的な要求額絶対水準の引上げです。

日本経済の自律的成長に向けては、「人への投資」が不可欠であり、その重要な要素たる最低賃金の引上げが必要です。その水準は、生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準とすべきです。

2022年度改定の結果、政府方針である「全国加重平均1,000円」への到達が近づきつつありますが、連合が掲げるのは「誰もが時給1,000円」への到達です。至近の物価上昇などを考慮し簡易決定した2022連合リビングウェイジによれば、栃木県で単身者が生活するには時給1,040円以上、さらには、自動車保有の場合は、1,339円が必要との試

	<p>算結果が得られています。</p> <p>このことからすれば、2023年度は、「1,000円」に確実に到達した上で、更なる引上げを求めていく取組を進めていきたいと思っています。</p> <p>労働側からの主張は以上です。</p>
杉田部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の労働者代表委員からの考え方につきまして、何か御質問などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田部会長	<p>それでは、続いて使用者代表委員からの考え方をお願いいたします。</p>
鈴木委員	<p>使用者側からは私鈴木から発表させていただきます。</p> <p>ポイントは3つあります。</p> <p>一つ目が中小企業を取り巻く状況、二つ目が審議における基本的な考え方、三つ目が今年度の審議にあたってということになります。</p> <p>まず、一つ目、中小企業を取り巻く状況についてです。</p> <p>足元の物価動向は、総務省統計局の2023年6月の消費者物価指数（総合指数）が前年同月比+3.3%と高い数値であることは承知しております。しかし、同月の国内企業物価指数は、政府による電気・ガス料金の負担軽減策があっても前年同月比+4.1%と、消費者物価指数より高い水準にあります。</p> <p>中小企業庁の「中小企業景況調査」によれば、2023年4-6月期の栃木県における業況判断D Iは▲9.7と依然としてマイナス圏で推移しております。</p> <p>また、労働需給の状況は、宇都宮財務事務所の「法人企業景気予測調査令和5年4-6期」によりますと、県内企業の令和5年6月末での従業員数判断B S I（不足気味 - 過剰気味）が中小企業・全産業で41.9と、人手不足感が根強いことも承知しています。</p> <p>今年の春季労使交渉では、中小企業を含め、多くの企業が大幅な賃金引上げを実施していることは事実です。ただし、労働需給のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた、いわば「防衛的賃上げ」を行った中小企業が一定程度存在していることを考慮すべきかと存じます。</p> <p>二つ目は、審議における基本的な考え方についてです。</p> <p>昨年度の最低賃金は、「より早期に全国加重平均1,000円以上」を目指す政府方針や、近年にない物価上昇による生計費への影響等を勘案して審議がなされ、プラス31円、3.5%の大幅な引上げとなりました。</p> <p>その結果、影響率は前年度から5.3ポイント増加して18.6%と過去最高を記録。その言葉どおり、中小企業の経営に与える影響が増大し</p>

	<p>ております。</p> <p>実際、現在の最低賃金が負担になっていると感じている中小企業が相当程度あり、今年度の最低賃金引上げが更なる影響を与えることは否めません。</p> <p>地域別最低賃金は、最低賃金法を根拠として、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される、罰則付きの強行法であります。先に申し上げた最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であります。</p> <p>三つ目は、今年度の審議についてです。</p> <p>使用者側としても、足元の物価上昇、春季労使交渉における賃金引上げ状況、「賃金改定状況調査第4表」の結果、人材の確保・定着の観点から、今年度の最低賃金を引き上げることの必要性については理解しております。</p> <p>最低賃金の決定にあたっては、最低賃金法で定めた「法の原則」、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮することが基本であります。その上で、審議については、「法の原則」と「目安」を基に、「時々の事情」を含めて総合的に勘案することが重要だと思います。</p> <p>こうした認識に立ちながら、今年度の審議においても、使用者側としては、決定の3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」のとりわけ「第4表」の賃金上昇率の結果を最も重視するとの基本的な考えに変わりはありません。</p> <p>その上で、エネルギーや原材料費の高騰といった企業物価の動向、価格転嫁の進捗状況など、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続と従業員の雇用維持の観点から、様々なデータに基づいて審議を尽くし、県内の企業経営者に対して納得感のある最低賃金額を示すことが、我々使用者側委員の責務であると強く認識しております。</p> <p>したがって、「10月1日発効」を前提とした審議スケジュールに必要以上にとらわれることなく慎重の上にも慎重な議論を重ねていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
杉田部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>何か御質問などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田部会長	<p>では、今年度においても最低賃金改定が必要である旨、労使双方の御意見を確認いたしましたので、この後は、ただ今、労使双方に御発表いただいた基本的な考え方を踏まえ、具体的な改定額の審議を進めていくこととします。</p> <p>なお、労使双方とも最低賃金改定が必要とのお考えではあります</p>

	<p>が、双方の基本的な考え方には、現時点では大きな隔たりがあるようですので、具体的な金額審議に当たりますには、労使それぞれ別室にて協議を行ったほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各代表委員	— 異議なし —
杉田部会長	<p>それでは、これ以降の協議につきましては、公労使それぞれの協議室にて行い、公労協議・公使協議は、公益協議室に適宜御足労いただいて協議を行うこととします。</p> <p>そのため、これ以降、しばらくの間は、三者が揃って協議する場面ではありませんので「非公開」とします。</p> <p>本日の協議の最後に、各委員にはこの会場に再度御参集いただき、本日の協議内容の確認及び本日時点でのまとめを行うこととしますが、その場面は「三者が揃って協議する場面」となりますので、そこからは再度「公開」といたします。</p> <p>ただし、短期間での集中した協議を行うため、本日、三者が再度参集することとなる時刻につきましては、現時点では未定であり、まったく読めない状況です。</p> <p>傍聴人の方々におかれましては、今の事情を御理解の上、再度三者が揃う場面までお待ちいただく場合には、事務局の指示にしたがってお待ちくださいますようお願いいたします。</p> <p>では、協議室での協議時間は10分程度として、最初に労働者代表委員から御意見を伺います。</p> <p>労働者代表委員は、協議室での協議が終了しましたら、協議室前で待っている事務局に声をかけていただき、公益協議室にて公労協議を行いたいと思います。</p> <p>その後、公労協議が終了しましたら、使用者代表委員から御意見を伺う公使協議を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	— 異議なし —
杉田部会長	それでは、事務局は公労使委員をそれぞれ協議室へ御案内ください。
労・使委員	— 協議室にてそれぞれ協議 —
	《《 以降非公開 》》
	— 第1回 公益・労働者代表協議 —
	— 第1回 公益・使用者代表協議 —
	— 第2回 公益・労働者代表協議 —

	<p>— 第2回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第3回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第3回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第4回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>《《 以降公開 》》</p>
杉田部会長	<p>それでは、公労使三者揃っての審議を再開します。</p> <p>以降の審議については、三者が揃って議論する場面となりますので、「公開」といたします。</p> <p>傍聴人の方は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するとともに、審議中は事務局の指示に従っていただきますようお願いいたします。</p> <p>本日は、今年度の最低賃金引上げに関する労使双方の基本的な考え方を踏まえ、労使それぞれの代表委員と個別に協議を行い、審議を進めてまいりましたが、労使それぞれの意見に隔たりがあり、今日はこれ以上の進展は望めないと考えますので、日を改めて審議したいと思います。</p> <p>それでは、事務局より本日の労使双方の主張確認をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の労働者代表委員と使用者代表委員の主張を確認させていただきます。</p> <p>本日の第1回専門部会では、公益協議を挟みながら、公労協議を4回、公使協議を3回重ねました。本日の最終時点におきましては、労働者側からは68円の引き上げ提示があり、使用者代表委員からは17円の引き上げ提示がございました。</p> <p>以上、御確認をお願いいたします。</p>
杉田部会長	<p>ただ今の事務局の確認内容でよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田部会長	<p>それでは、本日の金額審議はここまでとします。</p> <p>現時点では、それぞれの主張や提示額に大きな隔たりがあります。</p> <p>具体的な金額審議はまだ始まったばかりですので、労使それぞれの立場での主張に隔たりがあるのは当然とは思いますが、議論を重ねながらその溝を埋めて行き、専門部会として、最終的には審議会に対し全会一致での報告ができることを望んでおりますので、この後も労使それぞれにしっかりと御検討いただき、次回の審議に臨んでいただき</p>

	<p>たいと思いますのでどうぞよろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、議題（２）の「その他」です。 まず、今後の審議日程の確認をしたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 審議日程説明 —</p>
杉田部会長	<p>ただ今の事務局説明に関して、御質問などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田部会長	<p>特に御質問などが無いようですので、以上をもちまして第１回専門部会の議事はすべて終了となります。</p> <p>本日の議事につきましては、運営規定第８条第１項の規定により議事録を作成することになります。また、議事録については、同条第２項但し書きの規定により議事録の一部を公開とし、第３項の規定による議事要旨を作成の上、公開することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田部会長	<p>それでは、議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p> <p>— 労使それぞれの代表委員で協議 —</p> <p>それでは、労働者代表菊嶋委員、使用者代表鈴木委員をお願いします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、第１回栃木県最低賃金専門部会を閉会といたします。</p> <p>長時間にわたりお疲れさまでした。</p>